

15	(略)	国実施要 綱3 <u>(15)</u> に 該当する 事業				17	(略)	国実施要 綱3 <u>(18)</u> に 該当する 事業			
----	-----	--	--	--	--	----	-----	--	--	--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。